

**「新種製品生産のための技術改善による生産効率性向上投資への奨励策についての投資奨励委員会布告第4／2552号」**

**日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編**

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

●新種製品生産のための技術改善による生産効率性向上投資への奨励策についての投資奨励委員会布告第4／2552号

事業者が収入を増やし、雇用を維持するために、効率性を引き上げる機械を使用し、付加価値向上をもたらす新製品に市場を拡張する支援とするために、

仏暦二五二〇年投資奨励法令の第一六条及び第一八条の内容に基づく権限に拠り、投資奨励委員会は以下のように布告を制定する。

一、新種製品を生産するための技術改善により生産効率性向上投資への奨励策を以下の原則及び要件により定める。

(一) 投資奨励を受けているか受けていないかを問わず、既存のプロジェクトでなければならない。

(二) 新種の製品を生産できるようにするために既存の生産ライン改善に使用する技術の導入で機械への投資がなければならない。

(三) 新種製品は旧製品との相違点がなければならず、はっきりと新製品の名称、種類を示すことができ、新種製品は法人所得税免除を受ける投資奨励枠になければならない。

(四) 生産ラインの改善には製品組立ラインの改善を含まない。

(五) 仏暦二五五二年（西暦二〇〇九年）内に新種製品生産のための技術改善投資計画と共に奨励申請書を提出しなければならない。

(六) 全種機械輸入税の免除を受ける。

(七) 生産ライン改善に使う投資額の一〇〇%を超えない割合で、新種製品の収入について三年間の法人所得税免除を受ける。

二、本措置に基づく奨励を申請するところの全投資規模における既存事業に対する投資奨励は、投資奨励委員会事務局が承認審査者となる。

ここに、仏暦二五五二年四月二日から  
仏暦二五五二年五月二九日布告